

国民年金だよ



◆任意加入制度について

やむを得ない事情により、国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じた年金額が少なくなってしまうます。

そのため、国民年金には、申出により「60歳以上65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

ただし、申出した月からの加入となり、遡って加入することはできません。（60歳の誕生日の前日から任意加入の手続ができます。）

●任意加入できる条件

次の項目全ての条件を満たす場合に限って、任意加入することができますのでご確認ください。

①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方※

④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

※国民年金保険料の未納や産前産後を除く免除、国民年金未加入の期間があり、納付月数が480月（40年）に満たない場合

また、①～④の方に加え、次の方も加入できます。

・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

●メリット

・納付月数が多くなるほど、65歳から受け取れる老齢基礎年金が多くなります。

・一定の要件を満たした場合、加入期間中に事故や病気で障がいが残ったときには障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

・納めた保険料は、社会保険料控除の対象となります。

●加入手続の留意点

原則として、任意加入に係る国民年金保険料の納付方法は、口座振替となります。任意加入の手続と併せて忘れずに申出をしましょう。

60歳以上65歳未満の方が農業者年金に加入を希望する場合は、国民年金に任意加入する必要があります。

※任意加入の令和6年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。毎年度見直しが行われますのでご注意ください。

手続の窓口は、役場住民課又は旭川年金事務所となります。

なお、任意加入した場合としない場合の詳しい金額は、旭川年金事務所に確認してください。

●手続に必要なもの

・年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
・預貯金通帳及び金融機関への届出印

◆年金相談・手続の際は、ぜひ

ご予約を

全国各地の年金事務所では、年金相談や年金請求手続について、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひ

ご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」又は旭川年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎0165-26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
☎0166-72-5002

